

京都市教育委員会教育長訓令甲第14号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

別表図書館の項を次のように改める。

図 書 館	中央図書館, 伏見中央図 書館及び醍 醐中央図書 館	全員	交替に 午前8時50分から午 後5時35分まで 午後0時15分から 午後9時まで	4週間を通じて8日 並びに1月1日から 同月3日まで及び1 2月29日から同月 31日まで
	岩倉図書館, 東山図書館, 吉祥院図書 館, 向島図書 館, 醍醐図書 館, 久我のも り図書館及 び久世ふれ あいセンタ ー図書館	全員	交替に 午前8時50分から午 後5時35分まで 午前10時45分から 午後7時30分まで	

その他の中 央図書館の 分館	全員	交替に 午前8時50分から午 後5時35分まで 午前11時15分から 午後8時まで	
----------------------	----	---	--

附 則

この訓令は、平成19年4月23日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)